

第 1 9 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 8 年 1 月 1 9 日

上富良野町農業委員会

第19回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成28年1月19日(火) 午後1時30分から午後2時20分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 11名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	谷本 嘉彦	2	三好 利和	3	谷 忠
4	杉本 隆一	5	石橋 信次	6	佐藤 良二
7	井村 昭次	8	島田 政志	9	舘尾 雄治
11	井村 悦丈	12	青地 修		

4 欠席委員

10	長谷川裕見				
----	-------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について
(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	北越 克彦		
----------	----	-------	--	--

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 只今より、第19回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
9番 館尾雄治 委員に合わせ、ご唱和ください。

館尾委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、11名であります。定数に達しておりますので、これより第19回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「事務局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、9番 館尾雄治 君、1番 谷本嘉彦 君、を指名いたします。

議長 日程第2 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった次の件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。以下、報告第1号朗読。

1番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇会社〇〇〇〇代表社員〇〇〇〇さんへ貸貸をされていた件です。畑と田を合わせて24筆、合計面積が132,627.14㎡、農地法3条による平成34年11月30日までの貸貸借でしたが、この度、売買を希望することになり合意解約となりました。

2番、〇〇地区、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ貸貸されていた件です。畑と田を合わせて7筆、合計面積が87,290㎡、農業経営基盤強化促進法による平成29年11月30日までの貸貸借でしたが、この度、売買を希望することになり合意解約となりました。

3番から7番については、受け手の〇〇地区の〇〇〇〇さんが息子さんへ経営移譲されるため貸貸している農地を合意解約となりました。

3番、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、畑と田を合わせて3筆、合計面積が25,860㎡、農地法第3条による平成32年11月30日までの貸貸借でした。

4番、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、畑と田を合わせて6筆、合計面積が29,860㎡、農地法第3条による平成29年11月30日までの貸貸借でした。

事務局 5番、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、田1筆、面積が21,561㎡、農地法第3条による平成33年11月30日までの賃貸借でした。
6番、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、畑1筆、面積が29,565㎡、農地法第3条による平成34年11月30日までの賃貸借でした。
7番、〇町〇丁目〇番〇号の〇〇〇〇さん、畑3筆、合計面積45,435㎡、農業経営基盤強化促進法による平成34年11月30日までの賃貸借でした。
8番、〇〇地区、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんから〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。田3筆、合計面積が27,154㎡、農業経営基盤強化促進法による平成35年11月30日までの賃貸借でしたが、この度、売買を希望することになり合意解約となりました。
9番、〇〇地区、富良野市〇〇〇〇の〇〇〇〇さんから富良野市字〇〇〇〇の〇〇〇〇さんへ賃貸されていた件です。畑1筆、面積が5,808㎡、農地法第3条による平成46年11月30日までの使用貸借でしたが、この度、農地中間管理事業を利用して賃貸借を希望することになり合意解約となりました。

議長 報告第1号について、発言はありますか。

「発言なし」の声あり

発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次のとおり利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成28年1月19日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。以下、諮問第1号朗読。

〇〇地区の斡旋会が12月17日に実施されまして、所78番の内容は売買、売買価格は7,889千円です。報告1号1番の賃貸借の合意解約がありました土地に現況で畑の土地を加えて面積が138,413.14㎡と増えております。

賃20番の内容は賃貸借です。田5筆、面積46,773㎡、賃貸借料175千円、終期平成37年11月30日までです。

賃21番、賃22番は農地中間管理事業に該当となり、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんにつきましては10年間の賃貸借となり北海道農業公社へ賃貸借します。この後の案件で、今度は北海道農業公社から旭野地区の4人の方々に農用地の配分計画を定めまして、この計画について審議いただくこととなります。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

諮問第1号 所78番、賃20番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 井村悦丈 委員」

井村委員 11 番 井村です。所 78 番、賃 20 番について、補足説明いたします。

12 月 17 日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、売買 1 件と賃貸 1 件の利用集積が成立いたしました。

所 78 番 出し手 〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号 〇〇会社〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん所有の〇〇地区の農地となります。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは賃貸されていましたが、今回売買ということで、10a 当たり 57,000 円で売買となりました。

続いて賃 20 番 出し手 〇町〇丁目〇番〇-〇の〇〇〇〇さん、
受け手 〇〇線〇〇号 〇〇会社〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇道路〇〇線の農地となります。
〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは基盤法で 10 年賃貸されていましたが、今回期間満了となって、再度賃貸 10 年ということで、10a 当たり 3,750 円となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号所 78 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、賃 20 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第 1 号 賃 21 番、22 番について、提案に関する補足説明を願います。
「9 番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9 番 館尾です。賃 21 番、22 番について、補足説明いたします。

12 月 25 日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれ、賃貸 2 件の利用集積が成立いたしました。

館尾委員 先程の事務局の説明とおりですが、
農地中間管理事業によります賃貸借となります。
賃 21 番 出し手 ○○地区○○○○の○○○○さん、受け手○○○○。
賃 22 番 出し手 富良野市○○○○の○○○○さん、受け手○○○○。

賃貸期間は 10 年間、賃貸料は反 4 千円～5 千円となっています。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第 1 号賃 21 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 続いて、賃 22 番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 4 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項による許可申請について」の件を議題と
いたします。議案第 1 号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第 1 号について、ご説明いたします。
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第 2 項の規定
に基づき許可に可否について審議を求める。

平成 28 年 1 月 19 日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修

許可申請は、農地法第 3 条第 2 項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たして
いると判断されます。

審議の資料として、農地法第 3 条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第 1 号 1 番について、提案に関する補足説明を願います。
「6 番 佐藤委員」

佐藤委員 6番 佐藤です。 議案第1号 1番について、補足説明いたします。

国有地の払い下げとなります。出し手〇〇〇〇、受け手〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は〇〇線、〇〇〇〇道路の西側となります。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
「5番 石橋委員」

石橋委員 5番 石橋です。議案第1号2番について、補足説明いたします。

出し手〇〇線〇〇号〇〇〇〇さん、受け手〇〇線〇〇号〇〇〇〇さん 所在地は、〇〇〇〇の裏側となります。
〇〇〇〇さんの高齢により、〇〇〇〇さんへの1年間の賃貸となりました。

慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 1年間の賃貸借ですか。

石橋委員 〇〇〇〇さんは農業をしてはおりません。これまでも賃貸借でした。受け手の〇〇〇〇さんは購入したいと意向はあるのですが、〇〇〇〇さん側の意向がはっきり決まっていないので1年間の賃貸借となりました。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号2番を採決いたします。

議 長 本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。
平成28年1月19日提出 上富良野町農業委員会会長 青地 修
許可申請は、資材置場等への転用です。農地区分としては農業振興地域内の農用地区域外となり、2種農地となります。
審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございますのでご覧願います。以下、内容を朗読。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 井村悦丈 委員」

井村委員 11番 井村です。議案第2号について、補足説明いたします。

所有者〇町〇丁目〇〇〇〇さん 転用者〇町〇丁目〇〇会社〇〇〇〇さん。所在地は〇町〇丁目、〇〇〇〇と〇〇〇〇の間となります。
〇〇〇〇さんの資材置場については隣接地にもありますが、今回拡張ということで転用申請となりました。〇〇〇〇の同意も得ており、転用には問題ないと思います。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
これより質疑に入ります。

島田委員 住宅に隣接している箇所が非常に多いと思われませんが、そのような場所で資材置場とはいかがなものでしょうか。

事務局 資料の図面を見ますと、住宅との隣接している部分には保安帯として3m程度の空きを設けています。

島田委員 3mは確保されているのですね。

議 長 他にありませんか。

「なしの声あり」の声あり

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第2号 を採決いたします。

議 長 本件は、原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第3号 「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の件を議題といたします。

議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づきまして、農用地利用配分計画(案)に対する意見について、農業委員会の意見を求める。
平成28年1月19日提出 上富良野町長 向山 富夫

先程の諮問第1号、賃21.22号 農用地利用集積計画を受けて、〇〇〇〇である〇〇〇〇が出し手となって、受け手さんに配分する計画を定めるものとなります。

配分計画書の案は〇〇〇〇が作成し、農業委員会に意見を求められているものです。農業委員会は意見書を付して〇〇〇〇に提出。〇〇〇〇から〇〇〇〇を通じて、〇〇〇〇に提出、最終的には〇〇〇〇が認可し公告となります。

農業委員会としては、配分計画案について、適否の審議をして、その結果を答申する。ということとなります。

議 長 議案第3号 について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 館尾雄治 委員」

館尾委員 9番 館尾 です。議案第3号 について、補足説明いたします。

中間管理事業により、〇〇〇〇から10年間の賃貸となって、受け手さんと賃貸額を定めるため、12月25日に役場にて〇〇地区斡旋会を実施しました。

1番 受け手 〇〇〇〇 〇〇〇〇さん、所在地は、〇〇〇〇の入り口と〇〇〇〇の北側となります。

2番 受け手 〇〇線〇〇号 〇〇〇〇さん、所在地は〇〇〇〇の南側となります。

3番 受け手 〇町〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇さん、所在地は〇〇〇〇の南側となります。

これらのみなさんは、しっかりとした農業経営をされており、中間管理事業による借入れ後においても、効率的かつ安定的に耕作されることが期待されますので、農用地利用配分計画は適正なものとして考え、適として答申することに、問題ないと思います。

慎重審議をよろしくお願いたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番 について、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適である旨の答申をすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 2番 について、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適である旨の答申をすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 3番 について、中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適である旨の答申をすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第4号 「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○番 ○○○○委員の退席を求めます。(○番 ○○○○委員 退席)

議案第4号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づきまして、農用地利用配分計画(案)に対する意見について、農業委員会の意見を求める。

平成28年1月19日提出 上富良野町長 向山 富夫

先ほどの諮問第1号、賃21号 農用地利用集積計画を受けて、○○○○である○○○
○が出し手となって、受け手さんに配分する計画を定めるのとなります。

配分計画書の案は○○○○が作成し、農業委員会に意見を求められているものです。農業委員会は意見書を付して○○○○に提出。○○○○から○○○○を通じて、○○○○に提出、最終的には○○○○が認可し公告となります。

農業委員会としては、配分計画案について、適否の審議をして、その結果を答申する。
ということとなります。

議 長 議案第4号 について、事業の詳細・概要については事務局説明のとおりで提案に関する

議 長 　　る補足説明を省略します。

これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 について中間管理事業に伴う農用地利用配分計画(案)の作成は適である旨の答申をすることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○番 ○○○○委員の退席を解きます。(○番 ○○○○委員 着席)

議 長 　　本日の日程は、全て終了いたしました。

第19回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 　　全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問1件、議案4件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時20分

上記第19回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成28年1月20日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____